

弥 監 発 第 1 0 号
令和 2 年 8 月 2 5 日

弥彦村長 小 林 豊 彦 様

弥彦村監査委員 高 橋 周 衛
同 小 熊 正

令和元年度弥彦村下水道事業会計 決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、標題の決算を審査したので、その意見を別紙のとおり提出する。

令和元年度企業会計決算審査意見書

第1. 審査の概要

1. 審査の対象

(1) 令和元年度 弥彦村下水道事業会計決算

2. 審査の期間

令和 2年 8月 7日

3. 審査の場所

弥彦村役場 委員会室

4. 審査の方法

管理者から送付された弥彦村下水道事業会計決算報告書、並びに貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書について、法令の規定に従って作成されているかどうかを確認し、これに記載された計数について各種関係帳票類及び証書類と照合、あるいは内容の検討を行い、併せて担当課で作成された決算審査資料に基づき、関係職員の説明を聴取して、計数の正確性並びに予算の執行、管理の適正などについて審査を実施した。

第2. 審査の結果

審査に付された決算諸表は、財政状況並びに経営の内容は適正に表示されており、決算内容の計数正否、収支の合理性についても非違はなく、現金、預金残高も預入先金融機関の残高証明書の合計額と符号していることを確認し、適正なる決算であることを確認した。

第3. 審査の個別意見

各会計の審査概要と意見については、次のとおりである。

1. 令和元年度下水道事業会計決算の概要

本年度の収支は、総収入4億6,966万963円、総費用4億3,357万1,793円となり、差引経常利益は、前年度より1,914万9,183円減額し、3,608万9,170円で、純利益は3,608万9,170円となっている。

今年度の水洗化率は、前年度より0.2ポイント増加し、90.0%となっているが、引き続き未加入者への積極的な加入促進を進め、少しでも安定的な企業運営がなされるよう望むものである。

収益的収支

(単位：円)

| 区 分 | 令和元年度 | 平成30年度 | 比 較 | |
|-------------|-------------|-------------|--------------|---------|
| | | | 増 減 額 | 増減率% |
| 総 収 入 | 469,660,963 | 503,305,577 | △ 33,644,614 | △ 6.68 |
| 総 費 用 | 433,571,793 | 448,067,224 | △ 14,495,431 | △ 3.24 |
| 経 常 利 益 | 36,089,170 | 55,238,353 | △ 19,149,183 | △ 34.67 |
| 特 別 損 失 | 0 | 2,475,137 | △ 2,475,137 | 皆減 |
| 当 年 度 純 利 益 | 36,089,170 | 52,763,216 | △ 16,674,046 | △ 31.60 |

・業務の状況

下水道施設は、住宅などから排出される洗濯水や台所用水などの生活排水が水路や河川に流入して、水質の汚染・汚濁を招くことによる生活環境の悪化を防止し、良好な環境で生活していくためにはなくてはならない施設である。

平成27年度以降、人口減により、処理人口も下降線をたどっており、前年度より95人少ない7,172人となっているが、有収水量は前年度より6,709m³多い96万3,098m³となっている。

(単位：円)

| 区 分 | 令和元年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 平成27年度 |
|-----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 処理人口(人) | 7,172 | 7,267 | 7,343 | 7,373 | 7,412 |
| 有収水量(m ³) | 963,098 | 956,389 | 961,431 | 956,863 | 949,990 |
| 処 理 原 価 | 369円90銭 | 385円30銭 | 388円00銭 | 395円33銭 | 496円58銭 |
| 処 理 単 価 | 150円00銭 | 150円00銭 | 150円00銭 | 150円00銭 | 149円97銭 |

2. 未収金について

次年度以降に繰越される未収金の内、消費税還付金等を除いた下水道使用料は、1,583万4,494円(前年426万4,508円)となっており、371.3%の増加となった。これは、下水道使用料収納業務が水道業務と一体化されていることに起因している。令和元年度から弥彦村水道事業は燕市との統合を図ったことにより、これまで当月内に収納されていた使用料が翌月入金になっており、当月分のほとんどが未収金にカウントされ、このような大幅増となった。本来の下水道使用料未収金については、減少傾向であるので、早期回収に向けた対策を継続されたい。

O

O